

『滋賀県史研究』投稿要領

滋賀県立公文書館は、以下の要領で『滋賀県史研究』に掲載する論文等の投稿を受け付けます。

1. 投稿できる者の範囲

『滋賀県史研究』は、投稿する者の国籍、年齢、学歴、所属を問いません。

2. 投稿できる原稿の種類と分量

投稿できる原稿の種類と分量は、原則として以下の通りとします。

- (1) 論 文……24,000字以内
- (2) 研究ノート……16,000字以内
- (3) 資料紹介……16,000字以内
- (4) 書評・報告等……1,500字以上6,000字以内

なお、図表や写真などは、いずれの種類の前稿においても字数に含めて計算し、全体の2割以内に収めてください。

3. 投稿の方法

投稿は随時受け付けます。下記の住所に、電子媒体と紙に出力した原稿1部、および下記の必要事項を記した申し込み用紙（書式は任意）を送ってください。なお、投稿に用いられた原稿は返却いたしませんのでご注意ください。原稿の〆切は、毎年9月末日とします。

必要事項

- (1) 投稿者の氏名
- (2) 投稿者の所属・肩書
- (3) 投稿者の住所および連絡方法（電話および電子メールアドレス）
- (4) 投稿原稿の種類
- (5) 原稿の題名（和文および英文）

4. 投稿原稿の審査

投稿された原稿の採否は、編集会議において審査し、決定します。なお、編集会議が認めた場合は、論文内容の表現の修正、および原稿の種類の変更を依頼する場合があります。

5. 著作権等について

『滋賀県史研究』に掲載された論文等の著作権は、著作者に帰属します。ただし、本誌の増刷および電子化等の二次利用については、編集会議の判断に従うものとします。

また、掲載された原稿は、滋賀県立公文書館のホームページで公開します。著作者は、このことをあらかじめ承諾するものとします。

6. 校正について

著者校正は、原則として第2校（再校）までとします。

7. 謝礼等について

刊行時に、抜き刷りを20部贈呈します。投稿された原稿には、原則として原稿料は支払いません。ただし、当館から原稿を依頼した場合は、400字あたり500円を支払うこととします。

8. 照会先

『滋賀県史研究』の投稿に関して不明なことがある場合は、下記にご照会ください。

〒522-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県立公文書館

電話：077-528-3122

FAX：077-528-4813

メールアドレス：archives@pref.shiga.lg.jp